

障害各種手当

障がい福祉課 Tel.0299-90-1137
 0299-77-5844
 sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp

重度の障害がある方や、その養育者などに対して、各種の手当制度があります。

死亡や転出などにより資格喪失した場合は、必ず喪失届を提出してください。届出がないと喪失月までの手当が未支給になります。

手当支給の対象となるには、ほかにも要件がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。

手当名	対象	支給額(対象月)
心身障害者(児)福祉手当	市内に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1、2級 ●療育手帳㊤、A ●要介護5、4(介護保険制度) ●特別児童扶養手当受給対象児 ●障害年金1、2級受給者 ※特養などの施設入所者を除く	月額3,000円 (申請月から該当)
難病患者福祉手当	市内に1年以上お住まいで、指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方	月額3,000円 (申請の翌月から該当)
心身障害児童養育費	市内に1年以上お住まいで、特別支援学校・盲学校・ろう学校の義務教育課程に在学中の児童を養育している方 ※対象者には毎年9月ごろ通知を郵送します	年額20,000円
特別障害者手当	最重度の障害により、常に特別の介護が必要な方 例： ●身体障害のため、常にベット上の生活である ●重度の身体障害が複数ある ●重度の知的・精神障害と身体障害が重複している ●知的・精神障害により、常に厳重な注意が必要である ●要介護5、4で、常に特別の介護が必要な方(手帳がなくても診断書により該当になる場合があります) ※施設入所者や3カ月以上の入院患者を除く	月額27,980円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)
障害児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満の方 ●重度の身体障害により、常に介護が必要な方 ●重度の知的・精神障害により、常に介護が必要な方 ※施設入所者を除く	月額15,220円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満を監護している方 ●身体障害者手帳おおむね1～3級 ●療育手帳㊤、A、おおむねB ●精神障害者保健福祉手帳おおむね1、2級 ●中度以上の障害や疾患により注意や介護を要する ※施設入所者を除く	1級：月額53,700円 2級：月額35,760円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

申・問 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金窓口 Tel.0299-77-8282
 社会福祉課 Tel.0299-90-1138



エネルギーや食料品価格などの物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給します。

対象となる世帯 基準日(6月1日)において神栖市の住民基本台帳に住民登録があり、世帯全員の2023年度の住民税均等割が非課税である世帯

申請方法	
① 2023年1月1日以前より神栖市の住民基本台帳に住民登録があり、基準日において世帯全員に異動のない世帯	給付金の案内と確認書を順次送付しますので、確認書を返送してください。
② 2023年1月2日以降に神栖市に転入された方のいる世帯	申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口へ提出してください。

※給付は1世帯1回のみ
 ※必要書類は申請書をご確認ください
 ※住民税の課税状況は、電話でのお問い合わせにお答えすることはできません

給付額=1世帯あたり3万円
 ※提出書類の内容を確認後、順次、指定の口座に振り込みます
 申請期限=10月31日必着
 申請書設置場所
 市役所本庁舎
 波崎総合支所
 社会福祉課

下水道接続に対する補助金

～補助要件を緩和し実施しています～

申・問 下水道課 Tel.0299-90-1158

市では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を促進するため、今年度から下水道に接続するための切り替え工事費用に対する補助金交付の要件を緩和しています。

補助金制度は2026年度までを予定していますが、財源に限りがあることから、早期の切り替え工事をおすすめします。



補助金交付の対象となる方
 下水道処理区域内において、既設のくみ取り便所または、し尿浄化槽の廃止を伴う下水道への切り替え工事を行なう方

補助金額	
①1戸につき5万円	※1 工事費用が35万円を超えない場合はその工事費用を限度とし加算
②専用住宅および併用住宅で以下の両方を満たす場合は、①に30万円を限度に加算(※1) ●補助対象の方の世帯に満18歳未満の方または満65歳以上の方を含む場合(※2) ●補助対象の方の属する世帯全員の申請時の市区町村・都道府県民税の課税標準額(※3)の合計額が348万円以下の場合	※2 満18歳未満：補助申請年度の4月1日現在の満年齢 満65歳以上：補助申請年度の3月31日時点の満年齢 ※3 課税標準額：所得から住民税の各種控除を差し引いた後の額

補助要件の緩和内容			給付要件
項目	2022年度まで	2023年度から	
補助金交付の対象工事	新築や増・改築に伴う切り替え工事は補助対象外	増・改築に伴う切り替え工事は対象(新築は対象外)	●補助対象の方の世帯全員に市税や下水道受益者負担金の滞納がないこと ●工事の開始前に下水道課へ申請を行なうこと
補助対象の方の属する世帯全員の課税標準額の合計額	334万円以下	348万円以下	このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください

